

埼玉県 環境保全型農業直接支援事業 について

埼玉県農林部
農産物安全課

背景

- 環境問題に対する関心の高まり
- 農業分野においても、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが必要
- 平成23年度～
環境保全に効果の高い営農活動（環境保全型農業）に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」を実施
- 平成27年度～
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行によって、法律に基づく安定した制度に。

支援対象者

○ 対象者

農業者団体等（※H26年度までは個人の農業者）

- ✓ 2名以上の農業者で構成
- ✓ 環境直払交付金の対象の取組を行っていない農業者、農業者以外を含むことも可能

○ 農業者の要件

- ① 販売することを目的に生産を行っていること
- ② エコファーマー認定を受けていること
- ③ 農業環境規範に基づく点検を実施

事業要件（推進活動の実施）

平成27年度から新たに要件化

目的：地域農業者の連携等により、環境保全型農業の普及推進を図ること

- **環境保全型農業を推進するための技術向上**
（検討会の開催、実証圃の設置など）
- **環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動**
（地域住民との交流会、生き物調査など）
- **環境保全型農業により生産された農産物の販売促進に関する活動**

支援対象取組

地球温暖化防止

生物多様性保全

化学肥料・化学合成農薬
5割以上低減



①カバークロップ

②堆肥の施用

③地域特認取組

(1) リングマルチ (3) 冬期湛水管理
(2) 草生栽培

④
有機農業

➤ これらの生産方式の実施に伴う追加的コストを支援

支援対象取組①-③

【主作物の栽培】

- 化学肥料
 - 化学合成農薬
- 5割以上低減の取組

③地域特認取組



←リビングマルチ
(畝間に作付け)

雑草制御効果

冬期湛水管理→

冬鳥の生息
環境の確保

他に、草生栽培



①カバークロープ



緑肥の作付け→すき込み
(エンバク)

土壌浸食の防止

②堆肥の施用



炭素貯留効果

支援対象取組①-③

【主作物の栽培】

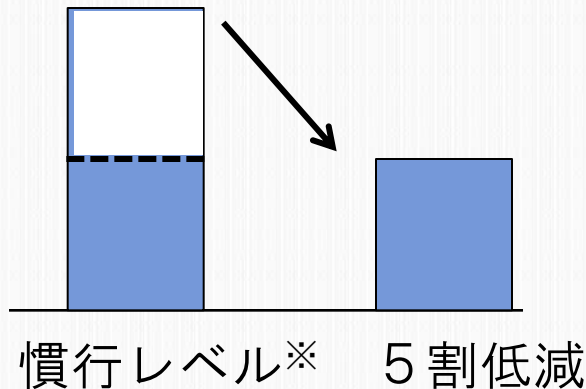
- 化学肥料
 - 化学合成農薬
- 5割以上低減の取組

※慣行レベル:

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき県が定めた地域の慣行レベル。品目ごとに設定されている。

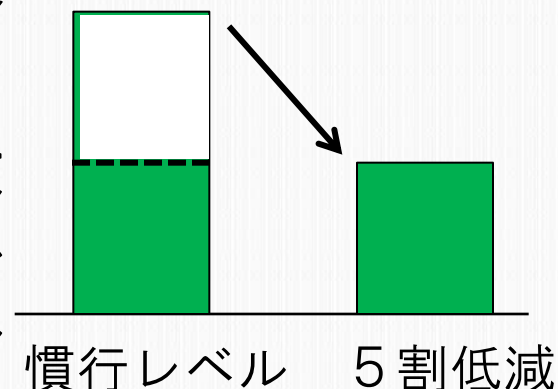
化学肥料

窒素成分量
(kg)



化学合成農薬

使用回数
(回)



支援対象取組④

【主作物の栽培】 ④有機農業

化学肥料、化学合成農薬
を使用しない

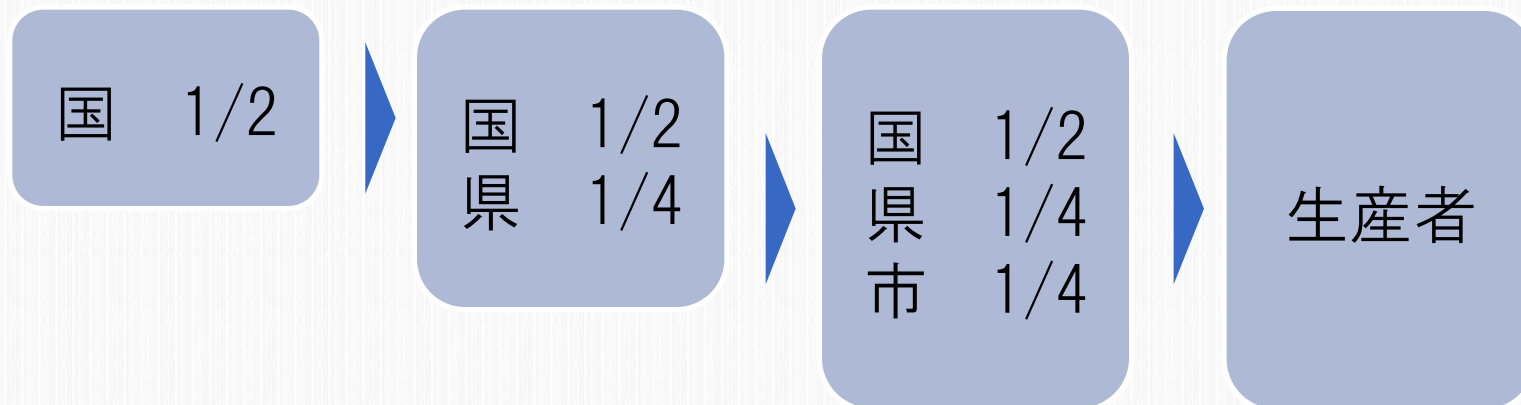


取組	交付単価（10アールあたり）
① カバークロップ	8,000円
② 堆肥の施与	4,400円
③ 地域特認取組	8,000円
④ 有機農業	8,000円 （そばなど雑穀は3,000円）

事業の流れ

- 農業者団体: 5年間の事業計画を作成
→ 市町村: 認定

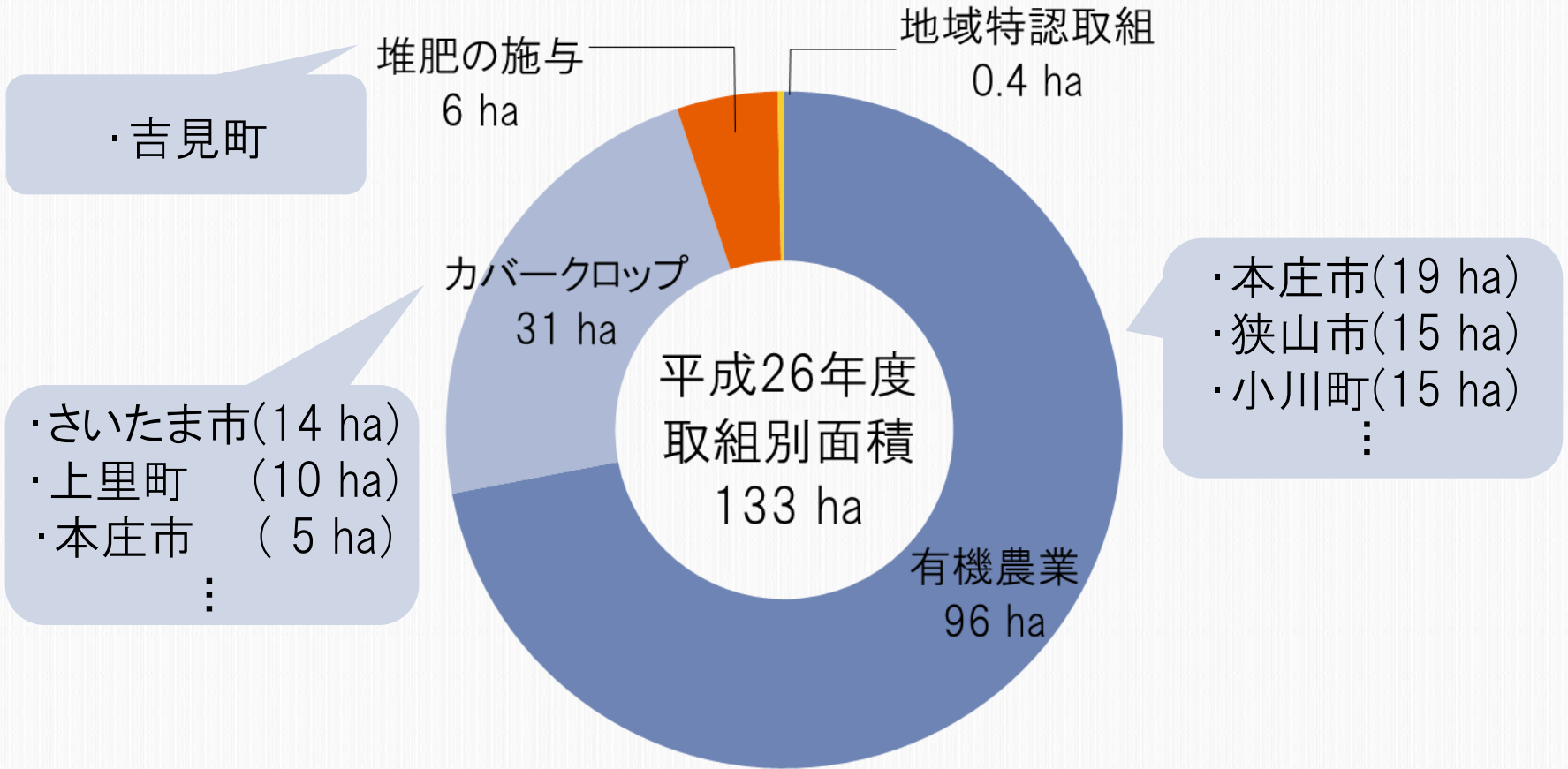
- 交付ルート



取組状況

取組年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村数	16	17	17
経営体数	97	105	104
取組面積	102 ha	112 ha	133 ha

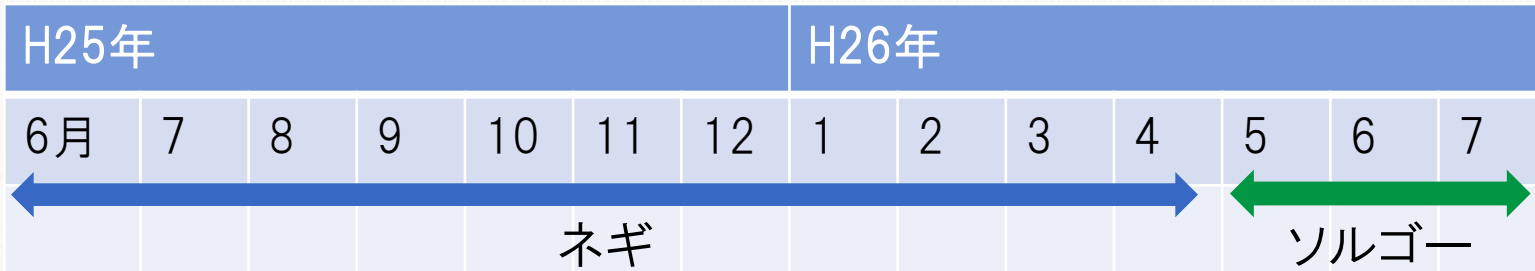
取組状況



- 有機農業の割合が多い
- 1 ha以下の申請件数 65%

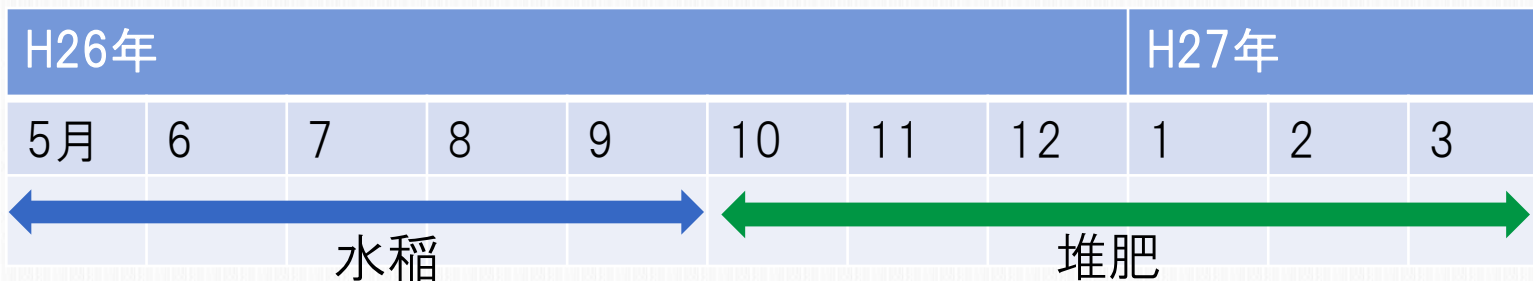
取組事例①

- 実施場所: 本庄市沼和田
- ほ場面積: 87アール
- 対象取組: カバークロップ
+ 化学肥料・化学合成農薬5割以上低減の取組



取組事例②

- 実施場所: 吉見町山ノ下
- ほ場面積: 642アール
- 対象取組: 堆肥の施与
+ 化学肥料・化学合成農薬5割以上低減の取組



水稻

除草作業中



ご静聴ありがとうございました

